

令和8年1月から発火性危険物の分別回収が始まります。

○リチウム蓄電池等による火災事故等の未然防止と一層の資源化の推進のため、電池類、充電式電化製品、ガス缶類及びライター類を資源物の「発火性危険物」として分別回収いたします。

電池類

乾電池(アルカリ・マンガン電池)、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、ボタン電池、コイン電池等



- ※コードレス掃除機及び電動アシスト自転車用のバッテリーも対象です。
- ※鉛電池(自動車用バッテリー等)は出せません。

充電式電化製品

電池が本体から取り外せない電化製品で、長さが25cm以内のものに限る



ガス缶類



※穴あけ不要

カセットコンロ用ガスボンベ

スプレー缶

キャップは「プラスチック類」

ライター類

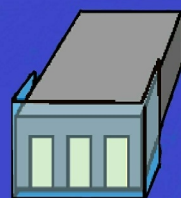


使い捨てライター

着火ライター

【搬入時の留意事項】

- ①電池類及び充電式電化製品は、個別にテープ(セロハンテープ、ビニールテープ等)を貼り絶縁処理する。
- ②ガス缶類、ライター類は中身を使い切ってから出す。
- ③それぞれ分類ごとに透明・半透明な袋(中身が見える袋)に入れて出す。



搬入場所

- 自治会等の資源ごみステーションの場合
資源ごみステーションに設置してあるオレンジ色のコンテナに出してください。
※膨張・変形したもの及び長さが25cm以上のものは出せません。
- 拠点回収所の場合
拠点回収所に設置してある金属製の回収缶に出してください。
※膨張・変形したもの及び長さが25cm以上のものは出せません。



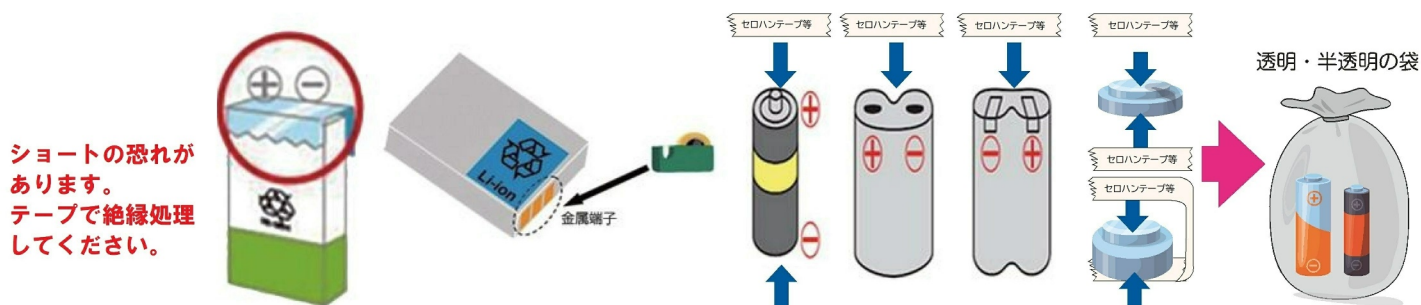
【拠点回収所(15施設)】

市役所環境課、各支所地域振興課(樋脇・入来・東郷・祁答院)、甌島振興局、下甌支所、各市民サービスセンター(里・鹿島)、水道局、シルバー人材センター、中央公民館、国際交流センター、セントピア、樋脇郷土館

～リチウム蓄電池等を廃棄する際の注意点～

●リチウム蓄電池等によるごみ処理施設や収集車の火災が多発しています。発火等による事故を防ぐため、下図のように**絶縁処理**を行ってから、資源物の「**発火性危険物**」として、それぞれ分類ごとに透明・半透明な袋に入れて出してください。

電池類については、露出している電極及び端子部分、充電式電化製品については、コンセント差し込み部分にテープ(セロハンテープ、ビニールテープ等)を貼り絶縁処理する。



手順 1

分別する

① 電池類



② 充電式電化製品



③ ガス缶類



④ ライター類



手順 2

袋に入れる

指定の袋はありません

ので、中身が見える透明・半透明な袋に入れてください。



手順 3

資源物の収集日に出す

自治会等の資源ごみステーションに置いてあるオレンジ色の回収用コンテナ(従来、資源物(乾電池)の資源回収に使用していたもの)に出してください。



膨張・変形したものと及び長さが 25cm 以上のものは、川内クリーンセンター、上甌島一般廃棄物中継施設、下甌島一般廃棄物中継施設へ直接搬入してください。

※ 100kg まで 300 円、100kg を超える場合は 100kg 単位で 300 円ずつ加算されます。